

函館市認知症初期集中支援チームにおける訪問支援対象者

1 地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号）抜粋

3 認知症総合支援事業

(1) 認知症初期集中支援推進事業

訪問支援対象者

本事業の訪問支援対象者は、原則として40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人または認知症の人で以下のa、bいずれかの基準に該当する者。

- a 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者
- ① 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - ② 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ③ 適切な介護サービスに結びついていない者
 - ④ 介護サービスが中断している者
- b 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

2 定義 認知症初期集中支援チーム員研修テキストより抜粋

本事業における「初期」の定義は、「①認知症の発症後のステージとしての初期段階」の意味だけでなく、「②認知症の人への関わりの初期（ファーストタッチ）」という意味を持つ。すなわち、対象となる認知症の人は発症後の初期段階とは限らず、中期であっても医療や介護との接触がこれまでなかった人も含まれる。

また、「集中的」の意味は概ね6か月を目安に本格的な介護チームや医療につなげていくことを意味している。

活動開始時については、②が中心となるが、将来的に早期対応、早期支援機能が充実するなど、地域のケアパスが定着すれば、①の対象者が中心となってくることが予想される。

3 市における当該事業に対する地域の期待 地域包括支援センターの聞き取り調査から

認知症が疑われる方で、さまざまな要因から、本人・家族の介入拒否・受診拒否が強く、またはその期間が継続し、対応に苦慮しているケースにおいて、早期の医療とのつながりによる適切なアドバイスを得られることに対する期待が大きい。

4 市における本事業のチームの役割

上記を踏まえ、市における本事業のチームの役割は、認知症の発症後のステージに関わらず、認知症の方への関わりの初期（ファーストタッチ）に複数の専門職や専門医が集中的な支援を行い、本格的な介護チームや主たる支援機関（家族を含む）、医療機関につなげることとする。

5 訪問支援対象者の判断

- ① 認知症以外の要因で既に介護サービスを利用しているが、認知症の視点での介護サービスの利用をしていない場合は訪問支援対象者となる。
- ② 上記地域支援事業実施要綱 a,b の条件に該当する者であっても、支援機関の通常の相談支援業務で対応可能な場合は、本事業での関与は行わない。
- ③ 訪問支援対象者の判断は、市担当保健師、担当する地域の認知症疾患医療センターのチーム員、担当する圏域の地域包括支援センターのチーム員と情報共有し、三者での協議のうえ行う。